

社会福祉法人瀧仙

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人瀧仙（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定で役員とは、社会福祉法人瀧仙の定款（以下、「定款」という。）の定めにより選任された理事及び監事をいう。

2 この規定で評議員とは、定款の定めにより選任された評議員をいう。

3 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支給されるものである。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、評議員及び役員がその職務を執行するに当たり報酬を支給しない。

(理事会及び評議員会並びに監事監査への出席報酬等)

第 4 条 理事会に出席した理事及び監事に対して、日額 5,000 円を報酬として支給することができる。

2 評議員会に出席した評議員及び役員に対して、日額 5,000 円を報酬として支給することができる。

3 監事監査に出席した監事に対して、日額 5,000 円を報酬として支給することができる。

4 支給方法は、出席の都度、現金にて支給する。

(改廃)

第 5 条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第 6 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。